

議第195号

平成24年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成24年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業費用		千円 855,800	千円 4,678	千円 851,122
	1 営業費用	797,304	4,678	792,626

（資本的支出）

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（資本的収入額 3,000千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額 387,026千円は、減債積立金 143,542千円、過年度分損益勘定留保資金 233,524千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 9,960千円で補填するものとする。）

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 390,000	千円 26	千円 390,026
	1 建設改良費	245,670	26	245,696

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補正額	計
職員給与費		千円 150,972	千円 4,652	千円 146,320

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第195号
平成24年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第1号）